

当 座 預 金

平成26年12月16日現在

商品名 (愛 称)	当 座 預 金
ご利用いただける方	・個人、法人（ただし、当座預金の開設には当金庫の審査がございます）
期 間	・期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
払戻方法	・小切手が支払いのため呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合に支払います。
利 息	・無利息
税 金	—
手数料	・手形用紙、小切手用紙の発行については、別途当金庫所定の手数料が必要となります（詳しくは「手数料一覧表」をご覧ください）。
付加できる 特約事項	—
中途解約時の 取扱い	—
金利情報の 入手方法	—
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517 - 5825）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

その他参考 となる事項	・「当座預金」につきましては、「無利息・要求払・公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取」の三つの要件を満たし、預金保険制度により、全額保護となります。
------------------------	---

北 群 馬 信 用 金 庫